

米海兵隊の垂直離着陸輸送機MV-22 オスプレイ墜落事故に対する 意見書

平成 28 年 12 月 13 日午後 9 時半ごろ、沖縄本島東海岸の海岸から約 80 メートル離れた名護市安部沖の浅瀬に米軍普天間飛行場所属の海兵隊の垂直離着陸輸送機MV-22 オスプレイが訓練中に墜落し、大破すると云う重大事故が発生した。

日米両政府は普天間基地に同型機を県民の強い反対にもかかわらず 24 機も強行配備をし、これまで県民に爆音被害と墜落の不安を与えてきたが、不安が現実になった今回の墜落事故は県民に激しい怒りと強い衝撃を与えている。

また、事故機とは別に、同型機のオスプレイが同日夜に普天間飛行場に胴体着陸の事故も発生している。

垂直離着陸輸送機MV-22 オスプレイは開発段階から過去にも墜落死亡事故が相次ぎ、安全性に疑問が持たれてきた。

一連の事故の発生に対し、ローレンス・ニコルソン四軍調整官は、パイロットの対応は「被害を与えず感謝されるべき」と発言している。余りにも県民との考え方に大きな開きがあり、植民地意識丸出しと言わざるを得ない。

さらに今回も米軍及び沖縄県警で規制し、事故現場に日米地位協定第 17 条により、調査すべき日本の機関が近寄れない事態が惹起している。

このような安全確保が出来ない状況下で、米軍が垂直離着陸輸送機MV-22 オスプレイの吊り下げ訓練を地域住民の強い反対にもかかわらず強行する傍若無人な行為は正に県民の生命と財産を軽視するものであり、断じて許されるものではない。また、垂直離着陸輸送機MV-22 オスプレイはこれまで、トリイ通信施設にも訓練と称して幾度も飛来し村民の生活を脅かしてきた。

よって、読谷村議会は村民の生命、財産、安全を守る立場から、米軍及び関係当局に対し厳重に抗議するとともに、下記事項について強く要求する。

記

- 1、沖縄に配備されている垂直離着陸輸送機MV-22 オスプレイを即時撤去すること。
- 2、トリイ通信施設への垂直離着陸輸送機MV-22 オスプレイの飛来及び訓練を禁止すること。
- 3、墜落事故の原因と情報の公開をすること。
- 4、在沖米軍基地の整理縮小と海兵隊の撤去を図ること。
- 5、日米地位協定の改定を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 28 年 12 月 15 日

沖縄県読谷村議会

あて先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 外務省特命全権大使（沖縄担当）
沖縄防衛局長